

(証人等調書)

<input type="checkbox"/> 証人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書 (この調書は、第 3 回口頭弁論調書と一体となるものである。)		裁判所書記官印
事件の表示	平成 ¹⁴ 15年 (7) 第 ¹⁹²⁷⁶ 6732 号 ₁₆	
期日	平成 17 年 11 月 17 日 (午前・午後) 10 時 00 分	
氏名	エム・ダトゥ・ラサット	
年齢	59 歳 (1945 年 12 月 31 日生)	
住所	[REDACTED] [REDACTED]	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input checked="" type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
<input type="checkbox"/> 別紙速記録のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 別紙反訳書のとおり <input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり		
以上		

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。
2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

せん
宣

せい
誓

りょうしん ^{したが} 良心に従って ^{しんじつ} 真実を述べ、 ^{なにごと} 何事

かく ^{いつわ} も隠さず、偽りを述べないことを

ちか ^{ちか} 誓います。

氏 名

M:DT.RASYACL.

印



S u m p a h

Aku bersumpah, sesuai hati nuraniku, bahwa aku akan mengatakan yang benar, dan tidak menyembunyikan apapun dan tidak berbicara bohong.

原告ら代理人奥村

ラサッドさんはバトゥ・ブルスラット村のルブック・アグン地区の生まれです
ね。

はい、そうです。

生まれたのは1945年ですね。

はい。

バトゥ・ブルスラット村はコトパンジャン・ダム建設に伴って移転しまし
たね。

はい。

ラサッドさんは現在、移転後のバトゥ・ブルスラット村に住んでいますね。

はい。

ルブック・アグン地区の住民たちは、ラナ・スンカイ地区に移転して
るんですが、ラサッドさんがラナ・スンカイ地区じゃなくて、今のバ
トゥ・ブルスラット村の地区に移転したのはどうしてですか。

2つの地域は共にダトゥ・バンダロ・サティの配下というんですか、
支配する所なので、自分はその任務を遂行するのに、より重要な所
に移りたいということで、自分はダトゥ・バンダロ・サティとして移
転先を選んだと。そっちのほうが仕事がしやすいということで自分は
そっちを選んだということです。

そうすると、慣習法指導者として任務に当たるのに、今のバトゥ・ブル
スラット村に移転したほうが指導者としての任務を遂行する上で良か
ったと。それで今のバトゥ・ブルスラット村に移転したということですか。

はい、そうです。

今の話にも出ましたが、ラサッドさんは慣習法指導者だったんですね。

はい、そうです。

慣習法指導者になったのは何歳のときですか。

30歳です。

慣習法指導者の中でもどういう役職でしたか。

慣習法長の指導者です。

ラサッドさんは慣習法長だったんですか。それとも副、サブの慣習法長だったんですか。

副です。

この副慣習法長の地位ですが、これはバトゥ・ブルスラット村全体の副慣習法長ですか。それともルブック・アグン地区の副慣習法長ですか。

ルブック・アグンとカンブンパンジャン、この2つです。

確認なんですけれども、ラサッドさんはルブック・アグン地区とカンブンパンジャン地区を併せた地区の副慣習法長だったということですよね。

はい、そうです。

ラサッドさんが副慣習法長になった当時、ルブック・アグン地区とカンブンパンジャン地区の慣習法長、この人はどんな状況でしたか。

そのとき、彼は病気でした。

そうすると、ラサッドさんは副慣習法長として慣習法長を代行してきたのですか。

はい、そうです。

その後、慣習法長が職務に復帰するということがありましたか。

いえ。

そうすると、ラサッドさんは30歳のころに、副慣習法長の地位に就いて以来、慣習法長の代行をしてきたということですか。

はい。

ラサッドさんはいつまで慣習法指導者の地位にありましたか。

2か月前までです。

慣習法指導者の地位を退いた後、ダトゥ・バンダロ・サティの称号は後任の

慣習法指導者に譲ったんですか。

はい、そうです。

コトパンジャン・ダム建設のことについてお聞きしますが、ラサッドさんが最初にコトパンジャン・ダムのことを聞いたのはいつですか。

70年代の終わりです。

これは政府によって説明会が開かれたのですか。

はい。

その説明会にはラサッドさんは参加しましたか。

はい。

この説明会に政府側からはだれが参加していましたか。

郡長さんと村長さんです。

住民側からはどういう人たちが参加しましたか。

若者や村の指導者たちです。

その説明会では、政府側からはどのような説明がされましたか。

水力発電所が私たちの郡の中で造られるという話で、プロウ・ガダンに造られるという話でしたけれども、まだ具体的ではない、本格的ではないと。

このときの説明は、その程度の簡単なものでしたか。

はい、そうです。

その説明を聞いて、ラサッドさんはどう思いましたか。

私は恐らくそれは実現しないんじゃないかと、こう思いました。

この70年代の終わりごろの説明会の次に、政府側からコトパンジャン・ダムについて説明があったのはいつでしょうか。

それは1983年です。

この説明会はどこで行われましたか。

バトゥ・ブルスラット村です。

行われた場所は、今、プサントレンと言ったと思うんですよ。ちゃんと訳してもらえませんか。

ダルサラム・プサントレン。

この説明会にラサッドさんは参加しましたか。

はい、そのとき私は参加しました。

この説明会については、政府からラサッドさんあてに案内状は来ていましたか。

はい、来ました。

ラサッドさんはその説明会に最初から参加しましたか。

いいえ。

そうすると、遅れて参加したということですか。

はい、遅れました。

そしたら、ラサッドさんが説明会の会場に着いたとき、説明会の会場はどんな状況でしたか。

プサントレンの中はもう沢山の人たちが集まっていました。それから外にも若い人や何か沢山いました。

説明会場では既に説明は始まっていたか。

もう説明の終わりのほうでした。

説明してる内容は聞こえましたか。

はい、聞きました。

人が沢山いたということなんですが、マイクを使って説明してたんでしょうか。

はい、そうです。

説明をしてる人はだれか、ラサッドさんは分かりましたか。

県知事さんです。

それはラサッドさんが見て、直接分かったんですか。それともだれかほかの

人から聞いたんですか。

ほかの友達から聞いて分かりました。

その友達というのは、その説明会場にいた人ですか。

はい、そうです。

ラサッドさんが説明会場に着いたときに話していた人、その人はどんなことを説明してましたか。

水力発電所はもう、確実にプロウ・ガダンに建てられるという話でした。積極的にというんですか。

プロウ・ガダンの辺りに確実にダムができることによって、ラサッドさんたちの村にどんな影響が出るかということについては説明してましたか。

リアウ州の8つの村、それから西スマトラの2つの村が水没するということを言っていました。

その人の説明の後、その説明会の進行はどうなりましたか。

その後、質疑応答がありました。

質疑応答の内容は分かりましたか。

よくは内容は分かりませんでした。我々のニニック・ママックの中の1人が何かを言っていたということは分かりました。

ラサッドさんはその質疑応答を、説明会のときのように、直接聞くことができたんですか。それとも質疑応答は聞こえなくなったんですか。どっちですか。

そのときニニック・ママックの1人が言ったことは、自分たちはこれについては決定できないんで、後で自分たちで相談すると、そういうことを言っていたと。

ニニック・ママックの人からそういう話を聞いたというのは分かったんですが、その前提としてラサッドさんは説明会の後に行われた質疑応答の内容を直接聞くことができたんですか。それとも聞こえなかったんですか。どっち

ですか。

いえ、聞くことはできませんでした。

そうすると、後から質疑の内容を聞いたということですか。

はい、そうです。

その内容は、今説明してもらった内容を聞いたということでいいんですね。

はい、そのとおりです。

住民の間で話し合いをしていこうという話がニニック・ママックからあったということなんですが、実際にそういう話し合いというのは、この説明会の後、開かれたんですか。

はい、開きました。

政府の説明会の後、どのぐらい後に開かれましたか。

大体1か月後ぐらいです。

その話し合いにラサッドさんは参加しましたか。

いいえ。

この話し合いの結果、何が決まったか、ラサッドさんは知っていますか。

はい、知ってます。

甲B第53号証を示す

この請願書の内容が、その話し合いで決まった内容ですか。

はい、そうです。

この請願書を見ると、83年12月19日に話し合いが開かれています。この話し合いの前に、この請願書のコンセプトを見たことはありますか。

はい。

そのコンセプトの内容は、決定されたその請願書の内容と同じでしたか。

はい。

じゃ、そのとき見たコンセプトの内容についてはどう思いましたか。

私はこれは大変いいものだと思います。これが政府に受け入れられ

れば、決して経済的、文化的ないろいろな問題は起きることはないと思
いました。

甲B53号証の署名部分を示します。ここに3枚の署名した部分がありま
すが、この中にラサッドさんの署名はありますか。

いいえ。

ラサッドさんの代わりに、だれか代表の人のサインというものはあるん
でしょうか。

はい、あります。

その人の名前は何と言いますか。

ダトゥ・ハリパです。

その人の署名は、後ろから2枚目の上から7番目、ちょっと7という数字
が読みにくいんですけど、6の次の所に書かれたこのサインですか。

はい、そうです。サマ・ダトゥ・ハリパ。

甲第53号証の内容についてお聞きします。ここの第一の所で、「コトパン
ジャン水力発電所プロジェクトに関連する政府の計画を完全に支持する。」
というふうに書かれていますが、当時、こういう内容を記載したのはどうし
てですか。

ここには支持するとありますけども、それは自分たちの地方の伝統言
葉ということで、インドネシア語で言えば、それは禁止はしないと、
反対はしないという、そういう意味なんです。積極的に支持するとい
うことではない。

この請願書を書いたときですけれども、ラサッドさんやそのほかの住民た
ちの気持ちとしては、この政府のダム建設計画について支持したいと思っ
てたんですか。それともそうではなくて反対したいと思ってたんでしょう
か。どちらでしょうか。

全面的に支持すると言っているのは、政府は自分たちの要望を聞き入

れば支持すると、そういうニュアンスで言ってるんです。

そうすると、ラサッドさんたちとしては飽くまで政府のほうが、ラサッドさんたちが要請した条件を満たせば支援すると、そういう趣旨だということですか。

はい、そうです。

請願書の第3項を示します。ここで移転前に、最低でも1世帯に2ヘクタールのパームヤシ農園ないしはゴム農園を与えられるべきであるとしていますが、このような要望をしたのはどうしてですか。

我々の経済活動が途切れないようにということと、それから非常に低い金額の補償金では生活費に充てられて、とてもそういう農園のほうに手が回らないと、それをそっちのほうに使えないということで、そういう要望をしました。

この要望事項で求めた農園は、パームヤシやゴムについては、既に生産可能になった状態の農園だったのでしょうか。

はい、そうです。

請願書の4項を示します。この中で、国家住居基準に定められた家屋を与えられるようにと要望していますが、ここで記載された国家住居基準に定められた家というのは、どういう家ですか。

恒久的に住める住居ということですよ。

その家にはどんな設備が調っていないといけないのでしょうか。

いろいろな設備ですよ。

具体的にどんな設備か、幾つか例を挙げてもらえますか。

トイレや水道や、それから水浴場、それから台所、電気等がすべて家に備え付けられてると、そういう家ですよ。

床や壁はどのようなもので作られていないといけないんですか。

木でできているよ。

恒久的な家ということだったんですが、床や壁は木でできてる家のことを言うんですか。

セメントです。

もう1度聞き直しますけれども。国家住居基準に定められた家というのを求めたんですが、そのときラサッドさんが求めた家の床や壁は木でできてるものだったんですか。それともセメントだったんですか。どっちですか。

セメント。

広さはどのぐらいの家をラサッドさんは求めたんですか。

7 m × 8 mの家です。

この4項には、2ヘクタールの整備された農地が必要だとも書かれてるんですが、これはどういうものですか。

灌漑設備の付いている田んぼのことです。

請願書12項bを示します。ここで人口増加をカバーする土地が提供されるべきであるという記載がありますが、これはどういう意味でしょうか。

世帯が増えたときのために必要とする土地です。

水没したりアウ州8か村の中では、新しい世帯ができたときには、そのための土地というものが必要になるんでしょうか。

はい、そうです。

12項cを示します。ここで家畜飼育のための用地が提供されるべきであるとされていますが、ここで用地を求めていた家畜はどんな家畜でしょうか。

水牛、それから普通の牛、それからヤギです。

これらの家畜は、牧畜するための土地がないと困るのでしょうか。

はい、困難です。

この17項目の請願書ですが、これは県政府に提出したんでしょうか。

はい。

バンキナンの県政府事務所まで持っていったんですか。

いいえ。

もう1度、質問し直します。バンキナンの県政府事務所には、あなたは持って行ってないんですね。

はい、持って行ってません。

だれかほかの人が県政府事務所まで持っていきましたか。

ここにサインした中の代表と副代表が持っていきました。

この要望書の代表と副代表が持っていったということですね。

はい。

この要望書に対して、県政府から何か応答はありましたか。

いいえ。

今、83年に政府側からあった説明会と、その後の17項目の要請について聞いてきましたが、この83年の説明会の後に、コトパンジャン・ダム建設について政府から説明があったのはいつになりますか。

1990年です。

この90年のときですが、これはだれが来て説明をしましたか。

県知事さん自身です。

そのときの県知事はサレージャシットですね。

はい。

この説明会はどこで開かれましたか。

村役場です。

サレージャシットはどんなことを言いましたか。

移転に関しては心配することはないと。移転後の住居は前の住居よりもずっといいものになると言っていました。

サレージャシットは移転先はどんな所だというふうに説明しましたか。

新しい移転先は上水道もありますし、2ヘクタールのゴム園もちゃんと用意してあると。それから3年間の生活補償も与えると、そういう

ふうに言っていました。

移転後のゴム園なのですが、これは収穫はもう既にできる状態のものを与えると言っていましたか。その辺はどうでしたか。

収穫できる木は植えてありませんでした。

もう1度同じ質問をします。サレージャシットが皆さんにけると言ったゴム園の2ヘクタールなのですが、これは収穫ができる状態のゴム園をくれると言っていましたか。

はい、そうです。

移転に当たって、住民たちが当時持っている財産に対する補償については、サレージャシットは何と言っていましたか。

その財産に対しては補償しますということ言っていました。

サレージャシットはどれぐらいの時間説明してたんでしょうか。

それほど長くないです。

この日の説明会は、サレージャシットの説明だけで終わったんですか。

はい、そうです。

ラサッドさんはこのサレージャシットの演説を聞いてどう思いましたか。

不安に思いました。

どういうことが不安だったんでしょうか。

その水力発電所ができることで心配しました。その水力発電所ができることによって、自分たちが祖先から受け継いできた土地が無くなってしまふ。それからその土地は非常に肥沃な土地でしたので、そういうのが全く無くなってしまふと。そういうことですべてを失うということで、そのダムの結果、すべて、そういう祖先から受け継いだものを失ってしまうということで、非常に心配しました。

サレージャシットはその移転後、生産ができるゴム園とか、水道とか、生活補償とかを用意するという説明をしたと思うんですが。それでもやはり不安

な気持ちはぬぐえなかったんですか。

はい。

ラサッドさん以外の、ほかの一般の住民たちは、このサレージャシットの演説をどう受け止めていましたか。

やはり不安がってました。

1991年4月に補償基準を決める会議がバンキナンで開かれたのは、今現在は知ってますね。

当時は知りませんでしたけど、今は知ってます。

当時は知らなかったということなんですが、ラサッドさんはこの会議には参加してないんですね。

いいえ。

バトゥ・ブルスラット村からこの会議に参加した人はいますか。

2人います。

この2人はバトゥ・ブルスラット村の代表として、住民たちから選ばれて参加したんでしょうか。

いいえ。

この2人はどういう方法で選ばれたんでしょうか。

非公式に政府からの招待があったからだと思います。

当時、ラサッドさんの地位は副慣習法長として、慣習法長の職務を代行していましたね。

はい、そうです。

ラサッドさんは本来、副慣習法長として、バンキナンで開かれたこの会議に参加すべき立場であったのでしょうか。

はい、実際はそうだと思います。本当はそうだと思います。

ラサッドさんはこの会議が開かれたことをいつ知りましたか。

2人が帰ってきてから知りました。

参加した2人というのは、帰ってきてからどうしてましたか。

その2人は何も話してくれませんでした。

ラサッドさんは村の指導者や住民たちの知らない所で補償基準が決められてしまったことをどう思いましたか。

自分は慣習法指導者ニニック・ママックとして、非常に怒りを覚えました。

裁判長

今、その2人が帰ってきたときに、何も言わなかったと言われたと思うんですけれども、じゃ、どうして補償基準が分かったんですか。

補償金をもらった後に知りました。

原告ら代理人奥村

この当時ですけれども、ラサッドさん自身が、バンキナンで決められた補償基準の具体的な内容は分かりましたか。

いいえ。

バンキナンで決められた補償基準の具体的な内容を知ったのはいつになるんですか。

補償金をもらった後です。

この補償基準の会議が開かれたころなんですが、ラサッドさんはアニスさんがジャカルタや日本に行くということを聞いたことがありますか。

はい。

これはアニスさんから直接聞いたんですか。

はい。彼自身から聞きました。

アニスさんからはどんなことを聞きましたか。

補償金を上げてもらいたいということを言っていました。

バンキナンの補償会議の後なんですが、バトゥ・ブルスラット村の移転先についての話はなかったですか。

はい、ありました。

どんな話がありましたか。

その場所はシベルアンの南であるということを知りました。

これはだれからこの話を知りましたか。

村長さんからです。

このシベルアン地区の南ということなんですが、この移転先は83年の17項目で要請した内容と合っていますか。

いいえ。

どういう点で17項目の請願書の内容と違っていたんでしょうか。

そのシベルアンの場所というのは、他人の土地であったということです。

17項目の要望を出したときには、移転先はどのような所に作られることを要望してたんですか。

自分たちの所有地の道のわきとか、湖の近くと、そういう所を要請してました。

自分たちの土地というのは、自分たちの共有地のことですね。

はい、そうです。

移転先としてシベルアン地区の南のほうが示されたということなんですが、この移転先については、そういう示されたことに対してはどうしましたか。

県知事の所に行って、自分たちの土地の中の湖の近くという所にしてくれということを行いました。

このことについては、県知事と直接、話をしたんですか。

何人かのニニック・ママックが行って、自分には行ってないです。

結論としては、その移転先についてはニニック・ママックたちの要望した、自分たちのタナ・ウラヤット地に移転先を作るということは受け入れられたんでしょうか。

それは受け取られました。

90年のサレージャシットの演説の後なんですが、住民の財産に対する測量は行われたでしょうか。

はい。

測量は何回行われましたか。

2回です。

1回目と2回目の間は、間がかなり空いてましたか。

それほど間は空いていませんでした。

まず1回目の測量について聞きますが、証人が住んでいたバトゥ・ブルスラット村の中の、ルブック・アグン地区には何人の人が測量にやってきましたか。

2人です。

この2人でルブック・アグン地区の住民の財産を測量したんですか。

はい、そうです。

どのぐらいの期間、この2人の人は測量していききましたか。

大体3か月です。

当時、ルブック・アグン地区には何人ぐらいの住民がいましたか。

900人です。

世帯の数としては、何世帯ぐらいでしたか。

400世帯です。

1回目の測量結果はいつ教えてもらったのでしょうか。

測量が終わった後です。

どのぐらいたってからかというのは、今覚えていますか。

大体6か月か、あるいは1年ぐらいかもしれせん。

測量結果なんですけれども、それは何か書類を見せられたのでしょうか。

はい、そうです。

甲B第47号証の訳文14ページ目（原文添付資料4枚目）を示す

そのとき見せられた測量結果を書いた紙，それはこんなような表になったものだったでしょうか。

はい，そうです。

ラサッドさんが見た，ラサッドさんの財産の測量結果ですが，それは正しく記載されていなかったか。

はい。

このとき，補償金額は分かりましたか。

いいえ。

ラサッドさんは測量結果を記載した書類にサインをしましたか。

はい。

補償金が支払われたのは，測量結果にサインしてからどのぐらいたってからか分かりますか。

1年後ぐらいです。

ラサッドさんは自分が受け取る補償金が幾らになるかというのは，この支払のときに初めて分かったのでしょうか。

はい，そうです。

補償金の補償基準のことについてお聞きするんですが，先ほどお聞きしたようにラサッドさんが補償基準の内容を具体的に知ったのは，この補償金の支払の後ですね。

はい，そうです。

補償基準については，何かそれを書いた書類を見たのでしょうか。

補償金を受け取った後，見ました。

甲B第55号証の3枚目の表を示す

ラサッドさんが補償金を受け取った後に見た表というのは，こんな表でしたか。

はい、そうです。

甲B第53号証を示す

これは83年にラサッドさんたちが出した17項目の要請書ですけど、分かりますね。

はい。

その第二の6項を示します。そこには住民財産はすべて補償すべきであることと、作物については最低限5年間の生産価格分は補償されるべきであるということが書いてありますね。

はい。

この17項目の今の要請事項と比べて、甲B55号証の表の補償基準の内容はどうですか。要請事項に合ってますか。

全く違います。

甲B第55号証を示す

甲B55号証の表の真ん中辺りにⅢという項目があるんですが、その下にAとあって、その次に1というのがありますが、そこを示します。ここにココヤシが収穫可能な場合に4000ルピアと書いてありますけれども、この基準は、ラサッドさんたちの要請した内容に比べてどうでしょうか。

いいえ、金額は合っていない。

ラサッドさんたちの要望ですと、幾らぐらい、ココヤシ1本に対してもらえるべきだというふうに、当時、考えていたんでしょうか。

1本、4万ルピアです。

その次ですけども、訳の2ページの下のほうですね。2番目の所ですが、生産可能なパームヤシ1本について2550ルピアと書いてありますが、これはどうでしょうか。

全く違います。

これもラサッドさんたちが要望した内容からいうと、1本、幾らぐらいもら

えるはずなんではないですか。

1本、25万ルピアです。

その次に3番目のゴムの所ですけれども、これはラサッドさんたちからの要望としては、幾らぐらいもらえるはずだということになるんじゃないですか。

5年間で1本、25万ルピア。

裁判長

今の点、甲B55号証はコト・トゥオ村のと書いてありますので、そちらとの関係が、これも同じなのかどうか、そこはちょっと前提が必要じゃないんですかね。

原告ら代理人奥村

甲B第55号証を示す

これはコト・トゥオ村の人たちが、91年4月14日にバンキナンで県政府と合意した補償基準書なんですけど、ラサッドさん、これは当時は見たことないですね。今現在は見られてると思うんですけど、当時はこういった書類は御存じなかったですね。

いいえ。

1枚目と2枚目を示します。ここに記載されてる内容とかについては、ラサッドさんとしては直接はこのことは分からないということですね。

知りません。

3枚目の表を示します。この表も、当時は御存じなかったんですね。

いえ、知りません。

今この表を見てもらって、ラサッドさんが補償金をもらった後に見た補償基準の表と同じものですか。内容としては同じものかどうか分かりますか。

はい、同じです。

あなたが見たのは、コト・トゥオ村の基準なんですか。それともどこの村の基準なんですか。

自分の村のものです。

ブルスラット村の補償基準も、これと同じであったということですか。

はい、そうです。

先ほど、測量は2回あったということですが、それでいいですね。

はい。

2回目の測量が行われたのは、1回目の測量分に対する補償金が支払われた後ですか、それとも前ですか。どちらですか。

前です。

2回目の測量が行われたのは、どうしてですか。

まだまだ測量し残してる所があるんで、測量しなきゃならないというのが沢山あるからです。

甲B第47号証の訳文11枚目（原文添付資料1枚目）を示す

移転する前にこの書面の表題にあるように、移転に同意することを記載した書面にサインしたことはありますか。

はい。

ここに記載されているように、3つの選択肢から1つを選び、また写真を貼り付けるような内容になっていましたか。

はい。

ラサッドさんは移転の仕方について、ここに3つの選択肢がありますけれども、そのうちのどれを選びましたか。

2番目です。

ほかの住民たちはどれを選んだか知ってますか。

はい、知ってます。2番です。

この同意書にサインしたのは、補償金の支払の前ですか、後ですか。

後です。

そうすると、この合意書にサインしたときは、もう既に補償金の額は非常に

低いということが分かったと思うんですが、そうですね。

はい。

補償金の金額が非常に低いということを知ってたのにもかかわらず、この移転同意書にサインしたのはどうしてですか。

ほかに選択のしようがありませんでした。

ほかに選択肢がなかったということはどういうことか、もう少し説明してください。

その当時はBPNからの情報が全くなくて、テレビから自分たちは知っただけということで、それで選択肢はなかったということです。

テレビで何を知ったんでしょうか。

政府は住民たちの意見を尊重しないと。そして自分たちは移転せざるを得ないと、そういうニュースを新聞やテレビで知ったということです。

テレビや新聞でラサッドさんは何を見たんですか。

クドゥン・オンボの人々たちのことを政府は尊重しなかった、関心を示さなかったということです。

同意書にサインした当時、プロウ・ガダン村の移転のことは知っていましたか。

はい。

次にプロウ・ガダン村の移転のときのことをお聞きしますが、ラサッドさんはプロウ・ガダン村の移転時の様子を、直接、目撃してますか。

はい。

どういうときに目撃しましたか。

私がそれを見たときには軍隊がいました。

ラサッドさんはプロウ・ガダン村にはどうして行ったんですか。

自分はバスの運転手でした。

バスの運転手をしてたから、バスを運転してプロウ・ガダン村に行ったということですか。

はい、そうです。

ラサッドさんはバスからは降りたんですか。

はい。

ラサッドさんがバスを止めて降りたのは、プロウ・ガダン村の中でもどの辺りでしたか。

市場です。

先ほど軍がいたということなのですが、バスを降りて見える範囲で、何人ぐらいの軍隊がいましたか。

数十人いました。

どこに所属する軍隊か分かりましたか。

132軍です。

軍隊は武装してましたか。

はい、してました。

軍は何をしてましたか。

私が見たのは、軍隊は村の人たちを手伝ってました。

それは引越し荷物の積込みの手伝いをしてたということですか。

はい、そうです。

ラサッドさんはバスを運転して国道を通ってると思うんですが、国道沿いの様子はどうでしたか。

沢山のトラックがあって、住民たちは住民たちの車に荷物を載せていました。

国道沿いにも軍隊はいましたか。

はい、いました。

ラサッドさんはプロウ・ガダンの住民たちが、軍隊が来ている中で移転して

いるのを見て、どう思いましたか。

いずれ自分とこの村もこんな具合になるんじゃないか、というふうに
思いました。

ラサッドさんが移転したのは何年ですか。

1996年です。

ラサッドさんは移転する前に、自分が移転する移転先の状況を見にいつて知
っていましたか。

はい。移転前に行ったことがあるので知っていました。

見に行ったとき、移転先はどんな状況でしたか。

大変失望しました。家は木でできていて、台所もないし、トイレも小
さくて、ただちょっと掘ってあっただけということです。

移転先がそのような状況だということを知って、移転を断るということはで
きなかつたんでしょうか。

自分は断りたかつたんですけど、できなかつたということです。

どうしてできなかつたんですか。

もし同意しなかつたならば、生活補償も与えられないし、自分たちは
ただ水の底に沈んでしまうと、そういう結果になってしまうというこ
とを恐れたからです。

ラサッドさんが移転するときにも、軍隊は来てましたか。

はい、少し来ていました。それはコラミルです。バトゥ・ブルスラッ
トにある駐屯部隊の人ということです。

ラサッドさんが前のバトゥ・ブルスラット村から今の移転地に移転するとき
ですけど、どんな気持ちでしたか。

3日前から用意してましたけども、自分の奥さんはずっと毎日泣いて
いました。自分も泣きました。自分たちが祖先から受け継いできた土
地を手放さなければならぬ。ここでは生活には十分な物があつたの

に、そういうすべての物を失って新しい土地へ行くということで、非常に嘆き悲しみました。ほかの人たちもみんなそうです。自分たちは新しい所に行っても大して良くない家に越すようなことになるし、とにかくここを離れていくと、すべてを置いてここから行くということで非常に嘆き悲しみました。

被告国代理人黒澤

報告書の6ページです。あなたの報告書を見ると、バトゥ・ブルスラット村は95年と96年の2回に分けて移転したというふうに書いてありますね。

はい、そうです。

95年がラナ・スンカイ村への移転で、96年が南バトゥ・ブルスラット村への移転、そういうことですよ。スラタンでもいいですよ。

はい、そうです。

あなたは1996年にスラタン・バトゥ・ブルスラット村へ移転した、そういうことですね。

はい、そうです。

このスラタン・バトゥ・ブルスラット村というのが、新しいバトゥ・ブルスラット村のことですよ。

はい。

この新しいほうのバトゥ・ブルスラット村ですが、その一部が分離して、1998年にビナマン村ができていますね。

はい、そうです。

ビナマン村の人で、今回のこの裁判に原告として参加している人はいるんですか。

少しいます。

もともとあったバトゥ・ブルスラット村ですが、これは4つの村、つまりラナ・スンカイ、ルブック・アグン、バトゥ・ブルスラット、あとビナマン、

この4つの村に分かれていますね。

はい。

これらの村で、今回この裁判で原告になった人は何人ぐらいいると、あなたは考えているんですか。

自分は知りません。

ざっと数えてみると、合計で2500人ぐらいの原告数になるんですが。もともと今回、この移転していった世帯数が何世帯だったか、あなたは知っていますか。

それもよく分かりません。

第2次訴訟の訴状の後ろに別紙村落一覧表というのが付いていて、そこで5番でバトゥ・ブルスラットなんですけど、そこで世帯数1257となってるんですけども、これを前提に質問します。バトゥ・ブルスラットからの移転世帯数は1257だったんじゃないですか。

はい。

約1200世帯で、原告数が2500人もいるんですが、本当にこんなに一杯の人が原告になっているんですか。

はい。

ラナ・スンカイ村について伺います。ラナ・スンカイ村についてですが、ルブック・アグンとラナ・スンカイ、この2つの村に分かれていますね。

はい。

ラナ・スンカイに移り住んでいった人は、今現在でもラナ・スンカイに住んでいるんですか。

はい、そう思います。

示しはしませんけども、甲C28号証の42ページです。それはラナ・スンカイの記述なんですけど、こうした劣悪な居住条件のための部分、これを前提に質問をします。ラナ・スンカイの人たちはルブック・アグンのほうに移

転後すぐに移っちゃったんじゃないですか。

はい。

だから、今回裁判を起こしたときに、ラナ・スンカイにいた人たちというのは、今回の裁判のときまでに、ほかの場所から移動してきた人たちなのではありませんか。

いいえ、違います。

今回の裁判のときに、ラナ・スンカイ村の人として名前を連ねてる人たちの多くは、もともと旧バトゥ・ブルスラット村にいた住民ではないのではありませんか。

いや、すべてバトゥ・ブルスラットからの人たちです。

旧バトゥ・ブルスラット村からラナ・スンカイ村に移った人たちは、いつごろルブック・アグンに移りましたか。

知りません。

被告国代理人藤澤

移転前のバトゥ・ブルスラット村のことについてお聞きします。まず村には慣習法長と呼ばれる人は何人いましたか。

5人です。

1人の慣習法長には複数の副慣習法長が付いているのですか。

副も1人です。

じゃ、村には全体で5人の副慣習法長がいたということですか。

はい、そうです。

副慣習法長あるいは慣習法長は、それぞれ担当の地区があるのですか。

はい、そうです。

あなたの担当していた地区の慣習法長が、病気だったとおっしゃったのですか。

はい、そうです。

あなたはいつから慣習法長の地位になりましたか。

慣習法長にはなったことはないです。ずっと代理人だと。

慣習法長の地位になったことはない、ということで間違いはないですか。

はい。

じゃ、あなたの担当する地区の慣習法長というのは、今も病気ということですか。

はい、そうです。

先ほど主尋問で名前が出た、サマ・ダトゥ・ハリパという方、この方はほかの地区の慣習法長なのですか。

バトゥ・ブルスラットの慣習法長です。

ほかにヌルティ・ダトゥ・バンダラ・ムドさんという方も慣習法長の1人でしたか。

はい、そうです。

1991年4月バンキナンでの集まりのことについてお聞きします。バトゥ・ブルスラット村からは政府によって選ばれた2人だけが参加したというふうに、あなたは述べていますが、その2人はどのような地位にあった方ですか。

ニニック・ママックという。

2人もニニック・ママックであったのですか。

はい、そうです。

お名前は何と言いますか。

名前は同じ、ダトゥ・ハリパです。

先ほど私がお聞きした人と別の人なんですか。

サマ・ダトゥ・ハリパ、同じ人です。

あともう1人の名前を教えてください。

ダトゥ・ベサラです。

ほかに村長などは参加してませんでしたか。

よく知りません。

宗教指導者、アリムラマと言うんですか、という方も参加していませんでしたか。

それも私は知りません。

知的指導者と言われるセルディック・パンダイというような方は参加していませんか。

それも知りません。

先ほどちょっと申し上げたヌルティ・ダトゥ・バンダラ・ムドさんという慣習法長の方も、参加したかどうかは御存じないということですか。

それも知りません。

ちょっと正確にお聞きしますが、先ほどあなたがお答えいただいた2名以外に、出席した人がいるかどうか、知らないのですか、それとも出席した人はいないのですか。

自分は見ただけじゃないですから、友達から情報をもって知ったんで、この2人が参加したということは知りましたが、ほかのことは知りません。

バトゥ・ブルスラット村からの参加者が10人だったという話は聞いたことありませんか。

いいえ、聞いたことありません。

少なくともあなたは、コトパンジャン・ダム建設に伴う政府との交渉については、村を代表する立場になかったのではありませんか。

本当は、自分はそういう職にあって思っています。

移転先のバトゥ・ブルスラット村についてお聞きします。あなたが実際に移転したときまでには、教育施設として幼稚園、小学校、中学校、高等学校がありましたか。

小学校だけしかありませんでした。

それはあなたが見にいったときの話ではなくて、移転した時の話ですか。間違いありませんか。

自分が移転したときも小学校しかありませんでした。

保健所はありましたか。

まだ、ありませんでした。

市場はありましたか。

まだ、ありません。

モスクも大きなものが1か所あったのではありませんか。

ありません。

別のことをお聞きしますけども、あなたはアクションプランというものを御存じですか。

知りません。

あなたはこのダム建設に伴う移住に関して、インドネシアで訴訟を起こしたことはありますか。

はい、あります。

それはどこを相手に起こしたのですか。

州知事に対して行いました。というのは、州知事は前、県知事をしてたんで、その県知事をしてたときに約束してたものが、ゴム園等、約束したものが全然そういうものは実現されていないということで、州知事を相手にしました。州知事さんは前は県知事だった。県知事から今は州知事になったからです。

その裁判の結果はどうだったのですか。

裁判訴訟はないです。直接、州知事に訴えたんで、それで州知事の決定としては、速やかにその約束を守るということを言いました。

あなたは自分たちに対して行われた不正を正さなければいけないというふう

に考えて、今回の訴えに参加しましたというふうに報告書で述べているんですけれども、なぜ裁判の相手としてインドネシア政府ではなくて、日本国政府を相手にしている本件の訴訟に参加されたのですか。

というのは、コトパンジャンのダム建設の資金というのは、日本政府から出ているということを知りましたから。

自分たちに対して行われた不正というのと、日本国とはどういう関係があるというふうに、あなたは考えているのですか。

その資金は日本政府から提供されたと思ってます。その資金がちゃんとコントロールされてなかったということで、それが日本政府と関係あると思います。

被告国際協力銀行代理人矢嶋

示しませんけれども、あなたの報告書の5ページ。「私は、政府の約束事が満たされていないことに大変な衝撃を受けました。」という所についてお聞きします。ここで言う「政府の約束」というのは、1990年の県知事の説明を指すのですか。

はい、そうです。

この政府が約束を破ったと、最初にあなたが認識したのはいつですか。

補償金をもらったときです。

守られていないことについて、あなたは抗議行動に出ましたか。

当時はスハルト政権下の新秩序という政府の下だったので、自分たちはとても抗議行動をするようなことはできませんでした。

その後、現在に至るまではいかがですか。

現在はこういう具合に訴訟を起こしてるわけです。

こういう具合に訴訟を起こしてる、とおっしゃったので質問いたします。インドネシア政府が約束を破ったこと、県知事が約束を破ったことについての抗議行動が、この本件訴訟ということになりますか。

はい、そうです。

別のことについてお聞きします。移転前のダトゥさんの住居は恒久的住居でしたか。

はい、そうです。

壁と床は何でできていたのですか。

セメントです。

移転前の村に電気設備はありましたか。

はい、ありました。

移転前の村に上水道設備はありましたか。

はい、十分良質のものがありませんでした。

現在の状況をお伺いします。あなたが今現在住んでいる住居は恒久的住居ですか。

はい。

何階建てですか。

1階です。小さいです。

台所はありますか。

あります。

車は持っていますか。

はい。

移転前に車は持っていましたか。

はい。

新しい村にタナ・ウラヤットはありますか。

あります。

それは政府から支給された土地ですか。

はい。

被告東電設計代理人名取

1983年の説明会に招待されて出席したということですが、このとき遅れたということなんですが、その理由は何ですか。

というのは、バタンカンパル川を舟で漕いで渡っていかなきゃならないので、遅れてしまいました。

1991年4月のバンキナンの補償基準の会議、ここではあなたは呼ばれなかったということですね。

はい、そうです。

その4月にバンキナンで補償基準に関する会合があるということは、1991年開催当時、聞いてはいたんですか。

いいえ。

あなたに対する招待はないにしても、会合自体があるということは、だれかから聞いてはいなかったんですか。

いいえ。

ほかの機会に行われた会議などは、会議場が学校などで、招待者以外の傍聴者もそこに立ち会ってる場合があるようなんですが。そのバンキナンの会議では、ほかの人がそこに出席、あるいは傍聴というようなことはできなかったのか、どうなのか、出席者から聞いてませんか。

知りません。

補償基準を知ったのは、補償金を受領したときだというお話ですが、それ以前に補償基準がどうなるか、あなたは関心なかったんですか。

その当時、私はその問題については考えたことはありませんでした。

83年の説明会に出席したときに、補償基準あるいは補償について関心を持っておられたようですが、その後、関心がなくなったということですか。

いや、そのときもありませんでした。83年のときも補償については関心がありませんでした。

補償金について関心が全く当初から最後までなかったということですか。

最初からありませんでした。

補償金を受領したときに突然、補償基準について関心を持ち始めたと、そういうように伺っているんですか。

はい、そうです。

もう1点、別のことを聞きますが、通貨基金で御存じですか。

知りません。

原告ら代理人奥村

甲B第53号証を示す

先ほどの質問で、質問の内容がちゃんと伝わってたかどうかははっきりしないので、もう1度確認します。この17項目の請願書を作ったときですが、このとき、ラサッドさんやほかの住民の人たち、あるいは指導者の人たちは、住民の財産に対する補償がどうなるかということに関心はなかったんでしょうか。

ありました。

自分たちの財産に対してどんな補償がされるかということは、いろんな心配のうちの1つだったのではないのでしょうか。

はい、そうです。

実際に支払われた補償金の額については、ラサッドさんたちがしてた心配との関係ではどうだったですか。

はい、ありました。

裁判長

先ほど被告側の質問に、慣習法長にはなったことないと答えられましたね。

はい。

ただ原告側の質問には答えて、2か月前に慣習法長の地位を辞めましたと。それで名前が替わったんですと説明したんではありませんか。

私は、副慣習法長と受け取ったので、それを辞めたと言ったんで、副

慣習法長というのが正しいので、慣習法長には自分はありません。
ちなみに、ダトゥ・バンダロ・サティという称号は副慣習法長を意味して
るんですか。

慣習法長はいるんですけども、実際に自分の職務を遂行できなくなっ
た場合は、その代理人が、副慣習法長がその職を行うときは、その称
号も慣習法長の称号をもらうということです。

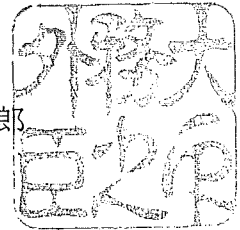
以 上

経協有償第1094号

平成18年1月31日

東京地方裁判所民事第49部
裁判長裁判官 富田善範 殿

外務大臣 麻生太郎



文書提出命令申立てに対する意見聴取書（回答）

平成18年1月11日付の標記意見聴取書に関し、以下のとおり回答致します。

- 1 「乙B第24号証2枚目及び3枚目に存する墨塗り部分」並びに「乙B第25号証2枚目において、「March 12 impounding works for the plant」に続く墨塗り部分及び「the economic cooperation on bonafide basis and 」に続く墨塗り部分」について
(1) 本件墨塗り部分には、いずれも海外経済協力基金（OECE。現国際協力銀行）とインドネシア共和国政府との間で締結された円借款契約の内容が記載されている。
(2) 借款契約は、我が国と円借款の借入国政府・機関との間で締結された交換公文の枠組みの下で、国際協力銀行と借入国政府・機関との間で公表することを前提とせずに締結されるものである。この借款契約は、未公表を前提に借入国から提供された借入国の財務状況等の信用情報、融資対象プロジェクトに係る詳細情報等が盛り込まれており、これらが公表される場合、借入国の信用を毀損するおそれ、融資対象プロジェクトの円滑な実施を妨げるおそれがある。



(3)また、借款契約には円借款の供与に係る条件や相手国政府が守るべき事項（以下「融資条件等」という。）が詳細に記載されている。一般に借款契約に記載された融資条件等は、円借款事業の円滑な実施のため、個別の事情を踏まえ借入国毎に異なるものであり、借款契約の内容が公になった場合、他の借款契約と比較することにより、国際協力銀行は、他の借入国等から相違について指摘され、締結済み借款契約の融資条件等の見直しを求められるおそれがある。同様に、他国との新規案件の交渉の際にも、公開された融資条件等とのバランスを強く意識せざるを得ない立場に置かれることとなる。

(4)借款契約は、我が国の円借款事業の実施機関である国際協力銀行が、円借款事業のプロセスの一部として、借入国との間で締結する契約であるが、これは外務省が行う政府開発援助の手法の一つである円借款に関する事務と不可分の関係にある。仮に、借款契約を公にすることにより、上記のような種々の問題が生じる場合には、外務省が行う円借款案件の検討、相手国との調整・協議に係る業務にも悪影響を与えるおそれがある。また、国際協力銀行の金融機関としての信用を失墜させ、その結果として我が国への信頼を損なうおそれがある。

(5)以上のとおり、借款契約は、公務員の職務上の秘密に関する文書で公にすることにより公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書であるところ、借款契約の内容が記載された当該墨塗り部分を提出した場合、これと同様の支障を来すおそれがあると思料される。よって、当該墨塗り部分は、民事訴訟法第220条4号ロに該当すると認められる。

2 「丁B第9号証2枚目3行目から8行目にかけての墨塗り部分」について

(1) 当該墨塗り部分には、外務省が行う政府開発援助の手法の一つである円借

款に関する業務に関し、その実施機関である海外経済協力基金（現国際協力銀行）がインドネシア政府との間で締結した借款契約の内容に関連する事項が記載されている。仮に当該墨塗り部分が公にされる場合、これにより借款契約の内容の一部を容易に推認させるおそれがあるから、結局、借款契約の内容を公にした場合と同様、国際協力銀行が、インドネシア共和国政府のみならずその他の借入国との関係において信用を毀損されるおそれがあり、また、外務省及び国際協力銀行が行う円借款業務の円滑な遂行を妨げるおそれがあると思料される。

- (2) よって、当該墨塗り部分は、公務員の職務上の秘密に該当し、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書であり、民事訴訟法第220条4号ロに該当すると認められる。